

◎最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律

(平成一七年十一月七日法律第一一七号)

一、提案理由 (平成一七年一〇月七日・衆議院法務委員会)

○南野国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

政府においては、国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革の必要性や国家公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、国家公務員の退職手当制度を改定する必要を認め、今国会に国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案を提出しておりますが、最高裁判所の裁判官の退職手当につきましても、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、その特例を改定する措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げるなどするものであります。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告 (平成一七年一〇月二一日)

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当の額を引き下げるものであります。

各案は、去る十月五日本委員会に付託され、七日南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行い、本日採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告 (平成一七年一〇月二八日)

○渡辺孝男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当額の引下げを行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、裁判官、検察官の報酬等の在り方、裁判官の人事評価の在り方、地域手当導入による司法サービスの低下懸念と対策、最高裁判所裁判官の退職手当の支給率の相当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案はそれぞれ多数をもって、最高裁判所裁判官退職手当特例法改正案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。